

議案第53号

調布市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年6月5日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、特例対象資産に係る課税標準の特例を設けるとともに引用する条項を改めるほか、規定の整備を行うため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例

(調布市都市計画税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 調布市都市計画税賦課徴収条例(昭和31年調布市条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第5項の前の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第6項から第9項までの規定中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第10項の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第12項及び第13項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第16項中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に、「又は法」を「又は」に、「第15条の3まで」を「第15条の3まで若しくは第61条」に改める。

附則第17項及び第18項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

第2条 調布市都市計画税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

附則第16項中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年

1月1日から施行する。